

## 第6章 地域組織の実験－ヨーロッパ

### 6-1 地域組織の役割

#### 機能的アプローチ

主権国家という単位の規模の不均一性の問題を解決するための媒体

多様な国際組織化の形態の実験場

### 6-2 ヨーロッパ統合のイニシアティブと展開

(1) 第2次世界大戦後のヨーロッパにおける地域組織化のイニシアティブ

アメリカによるマーシャルプラン援助－CEEC、OEEC

欧州評議会 (Council of Europe)

NATO (北大西洋条約機構)

ECSC (ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体)

(2) 1950年代から1970年代

EDC (欧州防衛共同体) 構想の挫折

EEC (欧州経済共同体) と EURATOM (欧州原子力共同体) の設立－政府間の閣僚理事会

(Council)、独立事務局としての委員会 (Commission) が並立する組織

コミットロジー手続

1965年ブリュッセル条約：ECSC、EEC、EURATOMは共通の理事会、委員会を持つ

1960年代半ば以降、統合プロセスは停滞－1966年1月：「ルクセンブルクの妥協」

(3) 1980年代以降の制度化の進展

1986年：SEA (単一欧州議定書)

1992年：マーストリヒト条約－EU (欧州連合) 設立：経済分野における EC (欧州共同体)、

共通外交安全保障政策 (CFSP)、司法内務分野協力 (JHA) という3本の柱を持つ「神殿構造」

EMU (経済通貨同盟)、欧州社会憲章

1999年：アムステルダム条約：柔軟性原則・緊密な協力

2001年ニース条約：1国1委員制、特定多数決に人口要素紙

2004年：欧州憲法条約案：「EU基本権憲章」

2007年：リスボン条約：単一法人格、2重多数決制

(4) 危機の連鎖

2010年：ギリシャ発ユーロ危機

2012年ESM 欧州安定化メカニズム (危機時財政移転)、ECB最後の貸し手－「ユーロ2.0」

2015年欧州難民危機 (バルカンルート：トルコ・ギリシャ)、2016年EUトルコ間合意

欧州安全保障危機：2014年ロシアクリミア併合、2015年ロシアシリア介入、パリ同時テロ

2016年イギリス国民投票 EU離脱

2017年各国国内選挙 (フランス、ドイツ、オーストリア)

### 6-3 EUの組織

(1) 一般性

横断的な機関が存在

ただし、EC/EUも全ての役割を担っているわけではない

(2) 複合的性格－EC/EUの定義の複雑性

(3) 「緊密な協力」

アムステルダム条約、ニース条約において明示的に規定

能力基準を考えるのか、政治的意思基準を考えるのか

速度が異なるだけで最終的に統合すると考えるか、重層的組織形態が持続すると考えるか

(4) 裁判所・議会と政府間会議

「先決訴訟手続」

潜在的な拒否権プレーヤーor 政策の変化を促す促進者 ex. 競争法

欧州議会－1979年以降直接選挙、共同決定手続

(5) 多層間政治 ex. 農業分野

#### 6-4 EUの行政運用

(1) 閣僚理事会 (Council) の運用

直接的接触

分野別に閣僚理事会－GAC (General Affairs Council)、セクター別大臣が参加する理事会

閣僚理事会の開催頻度

CORPER (常駐代表者委員会)

多様な分野間調整メカニズム

議長の役割：トロイカ体制→常設の理事会議長職

閣僚理事会における特定多数決の範囲

「会議 (conference)」：政府間レベルの調整への回帰

(2) 委員会 (Commission) の運用

委員会職員の仕事についても、上層部では分野横断的な人事

提案権を独占

諮問委員会、専門家委員会、ステークホルダーとの議論のフォーラム (ex. オート・オイル・プログラム) 等を利用

(3) コミットロジー手続

各国の人材を活用して、各国の実情を踏まえた2次立法を効率的に行うという目的

実施段階における、各国政府による欧州委員会のコントロールの手段という目的

アカウンタビリティの確保の観点からの批判

諮問委員会、管理委員会、規制委員会の3つの方式

(4) OMC (開放的協調方式)

①短期中期長期目標を達成するための予定表を伴うEUによるガイドラインの決定

②多様な加盟国・部門の必要に応じて、ベスト・プラクティスを比較する手段となる、量的・質的指標及びベンチマークの確立

③国家間・地域間差を考慮に入れた特定目標の設定と手段の採用を通じた、これらの欧州ガイドラインの国内・地域政策への翻訳

④相互学習プロセスとして構成される定期的なモニタリング・評価・ピアレビューの実施

#### 6-5 EUの性格と課題

(1) 超国家性と政府間主義の間

政治学者/法律学者の観点

プリンシパル・エージェント理論－権限委譲を行う機能的理由としてのメンバー国の履行

監視、不完全契約問題への対処、複雑な信頼性を要求される問題への対応、起案制限による効率化

説明できないものとしての欧州議会

EUの活動を監視する方式－警察パトロール型と火災警報型

各レベルの専門家を含む主体間ディスコースの累積的变化に注目するディスコース理論

(2) 「民主主義の赤字」への対応

欧州議会の役割

But ヨーロッパ大の政党やヨーロッパ大のメディアが存在するわけではない

NGOを含む各種のステークホルダーによる参加を促進－機能的代表性？

コミットロジー手続の二面性：閉鎖的 or 民主的統制手段

(3) 変化の双方向性 cf. ユーロ 2.0、シェンゲン強化の可能性＋同心円の持続